

日本版スチュワードシップ・コード受け入れに関する表明文と各原則への対応

2024 年 4 月 1 日
味の素企業年金基金

1. スチュワードシップ・コードの受け入れについて

当基金は、責任ある機関投資家として適切にスチュワードシップ責任を果たすため、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下「本コード」という。）を受け入れることを表明いたします。

基本方針

当基金が、機関投資家として、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことで、「人・社会・地球の Well-being に貢献し」かつ広範にポジティブな影響をもたらすことが期待できます。その結果として、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大につながることを信じ、適切にスチュワードシップ活動を行ないます。

当基金は、直接的に議決権行使を含むスチュワードシップ活動を行わないことから、「資産運用者としての機関投資家」である運用受託機関に対し、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、スチュワードシップ責任を適切に果たすよう行動することを要請します。

2. 日本版スチュワードシップ・コードの各原則への対応

原則 1.

『機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定しこれを公表すべきである。』

当基金は、アセットオーナーとして、運用受託機関に対し、本コードの受け入れおよびコードに則り、投資先企業の企業価値向上と中長期の投資リターン拡大を図る活動を行なうことを求めます。

原則 2.

『機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。』

当基金は、運用受託機関に対し本コードに基づく利益相反への対応方針の策定遵守と開示を求めます。

原則 3.

『機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。』

当基金は、運用受託機関に対し、当該運用受託機関の運用方針や投資目的に照らしてスチュワードシップ責任を果たすために必要な投資先企業の状況を的確に把握することを求めます。

原則 4

『機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。』

当基金は、運用受託機関に対し、投資先企業の企業価値向上のための建設的な「目的を持った対話」を通じて投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めることを求めます。

原則 5

『機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。』

当基金は、運用受託機関に対し、スチュワードシップ責任を果たすための議決権の行使に係る方針を定めることとその行使実態の開示を求めます。当該方針は投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫することを求めます。

原則 6

『機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。』

当基金は、運用受託機関に対し、スチュワードシップ責任を果たすための方針およびその方針の実施状況について、定期的な報告を求めます。また、その結果を当基金の加入者・受給者に定期的に報告します。

原則 7.

『機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。』

当基金は、運用受託機関に対して、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業などに関する深い理解のほか、運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えること、ならびに本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を定期的に自己評価し、自己評価の結果を投資先企業との対話を含むスチュワードシップ活動の結果と合わせて公表することを求めます。また、当基金自らは、運用受託機関の行動を理解・評価・判断するため、年金コンサルタント等の機関投資家向けサービス提供者と連携して、本原則への適切な対応を行うよう努めます。

原則 8

『機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。』

当基金は、当基金が委託する年金コンサルタント等の機関投資家向けサービス提供者に対して、利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、これをどのように実効的に管理するのかについての明確な方針を策定して、利益相反管理体制を整備するとともに、これらの取組みを公表することを求めます。

以上